

9 空き家でも清掃や保守点検、法定検査をするのですか

浄化槽の使用頻度に関わらず、浄化槽管理者には適正な維持管理をすることが定められています。

ただし、おおむね1年以上浄化槽の使用をしない場合には、①休止前の清掃を行い、②消毒剤を撤去し、③水道を閉栓したうえで、市へ「浄化槽使用休止届出書」を提出すると、保守点検や清掃、法定検査を実施する義務が免除されます。

10 浄化槽のある家に住み始めたが、何か手続きが必要ですか

- ・新たに浄化槽を設置した場合は、「浄化槽使用開始報告書」を市へ提出してください。
- ・家屋の売買等で浄化槽管理者が変わった場合は、「浄化槽管理者変更報告書」を市へ提出してください。
- ・清掃、保守点検、法定検査の申し込みをしてください。

浄化槽関係のおもな手続き

届出書類	こんなときは	いつまでに
浄化槽使用開始報告書	新しい浄化槽を設置して使い始めたとき	30日以内
浄化槽使用廃止届出書	浄化槽の使用をやめ、廃棄処分したとき	
浄化槽管理者変更報告書	・浄化槽管理者の死亡等で管理する人が変わったとき ・既存住宅の売買により別の人が住み始めたとき ・建売住宅を購入したとき など	
浄化槽使用休止届出書	おおむね1年以上浄化槽の使用を休止するとき (休止前の清掃を行い、水道停止の手続きをすること)	随時
浄化槽使用再開届出書	休止を届け出ていた浄化槽の使用を再開するとき	30日以内

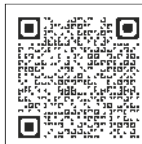
【届出・お問い合わせ】 富士市役所 生活排水対策課

〒416-8686 富士市本市場441-1 静岡県富士総合庁舎 6階

☎ 0545-67-2850 📠 0545-67-2897

e-mail: seikatuhausui@div.city.fuji.shizuoka.jp

富士市「浄化槽」
ウェブサイト



富士市主催の浄化槽設置者説明会へ参加しましょう

新しく浄化槽を設置した人に対して、浄化槽の制度や適正な維持管理のポイントをご説明します。日程や会場は、生活排水対策課へお問合せください。

浄化槽管理者が浄化槽法に違反した場合の罰則について（抜粋）

浄化槽法では、下記のような法律違反について、浄化槽管理者に対し罰金等が科せられる場合があります。

- ・保守点検や清掃が定められた基準に従っていないとして、市から改善措置や使用停止を命ぜられたにもかかわらず、この命令に違反した場合
- ・浄化槽法定検査（7条検査、11条検査）に関し、市から指導、助言、勧告を経て勧告に係る措置をとるべき命令があったが、その命令に従わない場合 など

このチラシは2022年11月1日現在の情報に基づき作成しています。法令改正又はその他の理由により予告なく記載内容に変更が生じる可能性があります。最新の情報をウェブサイト等でご確認ください。

発行：富士市浄化槽連絡協議会

静岡県浄化槽協会富士支部・富士市浄化槽清掃許可業者・（一財）静岡県生活科学検査センター・富士市

浄化槽をお使いの みなさんへ

foreign
language



発行：富士市浄化槽連絡協議会

事務局 富士市役所上下水道部生活排水対策課
(富士市本市場441-1 静岡県富士総合庁舎 6階)

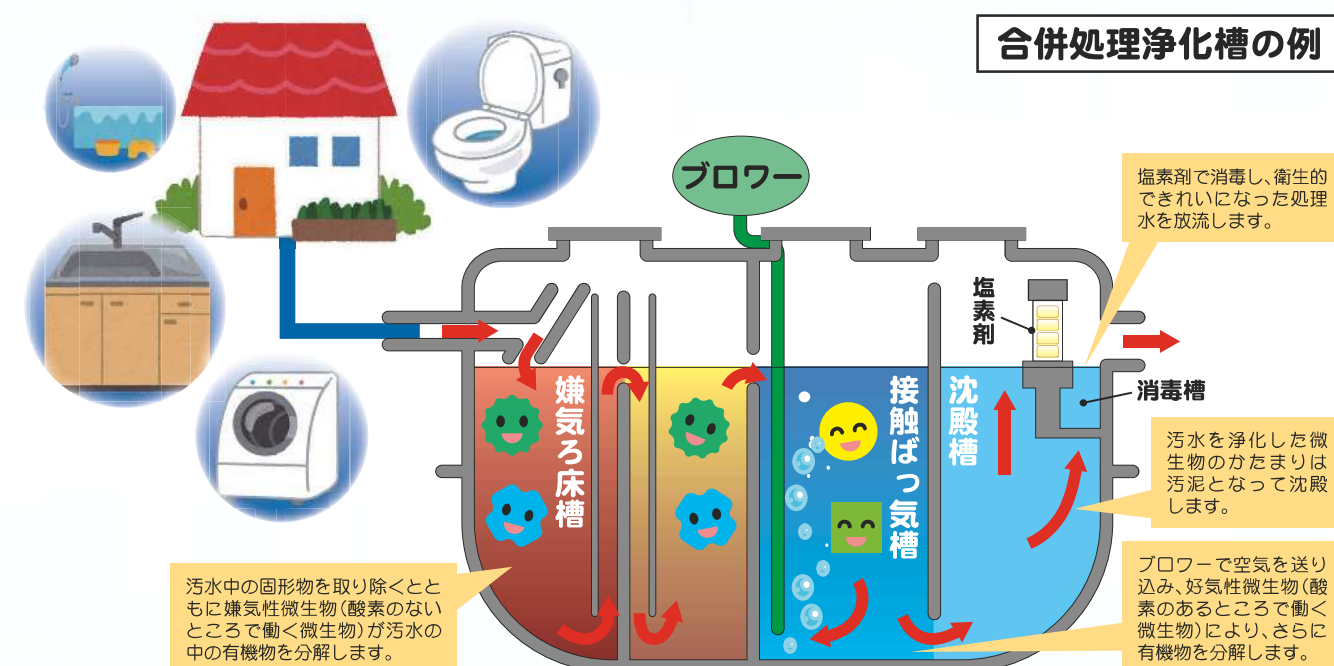
☎ 0545-67-2850 📠 0545-67-2897

e-mail: seikatuhausui@div.city.fuji.shizuoka.jp

ご存じですか？ 浄化槽で水がきれいになるしくみ

浄化槽は、くみ取トイレのように汚物や汚水を一時的に溜めておくのではなく、水の汚れを独自に処理し、放流できるレベルまで清潔にして、側溝などへ流す設備です。浄化槽の中では、微生物が汚れの成分を分解しています。その働きを適正に保ち、安全な処理をするため、定期的にブローの調整、機器の洗浄、汚泥の引き抜き、消毒剤の補充等を行う必要があります。

浄化槽の維持管理が滞り、微生物の働きが弱かったり、消毒剤がなくなっていたりすると、人や環境に有害な水が放流される危険性があります。



浄化槽を使う人の法的な3つの責務 清掃・保守点検・法定検査

トイレの水洗化とともに浄化槽は日本全国に急速に普及しましたが、施工や管理にばらつきがあったことなどが社会問題化し、昭和58（1983）年に浄化槽法が成立しました。浄化槽法では、浄化槽の所有者などを「浄化槽管理者」とし、右のことを義務として定めています。

浄化槽法第10条

- ・浄化槽の清掃と保守点検を、毎年、法律で定められた回数について行い、その記録を3年間保存しなければならない。➡ 2 ページへ

浄化槽法第7条、第11条

- ・指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。浄化槽設置後一定期間内に最初の検査（7条）を行い、翌年から毎年一回定期検査（11条）を行う。➡ 3 ページへ

① 清掃とはなんですか

浄化槽内では処理の過程で汚泥やスカムと呼ばれる固まりが生じます。これらが溜まりすぎると浄化槽の機能に支障をきたし、処理が不十分になったり、槽内の变形や悪臭の原因になったりします。そこでスカムや汚泥を引き抜き、付属装置や機械類を洗浄する作業が必要です。これらの作業を清掃といい、浄化槽の維持管理の上で、とても重要な作業です。浄化槽法で、年1回以上（全ばっ気型の浄化槽は半年に1回以上）の実施が義務づけられています。

② 清掃は自分でできますか

浄化槽の清掃はバキュームカーを用いるため、専門の業者でないと行えません。浄化槽の清掃業は市の許可事業であるため、下記の業者に依頼してください。



富士市浄化槽清掃許可業者一覧

富士川より東側にある浄化槽は

㈱エイコウサービス・・・☎71-3539
㈲マツナガ・・・☎33-0230

~~㈱富士タリ=フリス=ビス~~・・・☎61-4658
吉原衛生運輸㈱・・・☎52-5113

富士川より西側にある浄化槽は

㈲池谷企業・・・☎81-3533
㈲蒲原工業・・・☎054-385-3431
㈲由比環境保全センター（かぎあな地区に限る）・・・☎054-375-2453

㈲大沼興業・・・☎054-385-5967
㈲不二設備保全・・・☎85-0002

③ 保守点検とはなんですか

浄化槽のいろいろな装置が正しく動いているか点検し、装置や機械の調整・修理、スカムや汚泥の状況を確認し、清掃のタイミングを決めたり、通常の清掃以外に汚泥の引き抜きが必要か判断したり、消毒剤の補充をしたりといったことを行います。家庭用の浄化槽では4か月に1回以上（処理方式や処理対象人員によって回数は異なります。）行うよう、浄化槽法で定められています。

④ 保守点検は誰に依頼すればいいのですか

浄化槽の保守点検には技術的な指針があり、専門知識が必要となるので、静岡県へ登録している事業者依頼しましょう。

登録業者の一覧表は、静岡県ウェブサイトで公表されています。または、富士市役所生活排水対策課でも一覧表を配付しています。

静岡県ウェブサイト



⑤ 法定検査はどんな内容ですか

法定検査では、浄化槽の構造や施工が基準に従った適正なものか、設備や装置がしっかりと作動しているか、維持管理が基準に従って適切に実施されているか、適切に使用されているかに観点が置かれます。

法定検査の内容

- ・外観検査
- ・書類検査
- ・水質検査



浄化槽法定検査の種類

7条検査

使用開始後4～8か月以内に行う。工事が適正に行われ、浄化槽が本来の機能を発揮しているかを確認。

11条検査

毎年1回行う。保守点検及び清掃が適正に実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているかを確認。

⑥ 法定検査と保守点検は同じものですか

保守点検は「メンテナンス」や「整備」のことをいい、一方、法定検査は評価の基準に基づいて浄化槽の能力を判定するものです。

浄化槽は人や環境に大きな影響を及ぼすものであるため、このような検査制度が義務づけられています。

⑦ 法定検査は、どこに申し込みをしますか

浄化槽法定検査は、静岡県知事の指定する（一財）静岡県生活科学検査センターが実施します

焼津市塩津1番地の1
（一財）静岡県生活科学検査センター
☎054-621-5030

ウェブから申し込みができます



⑧ 法定検査で指摘事項がありましたが、どうしたらいいですか

浄化槽法定検査を受けると、3週間程度で「結果書」が郵送されます。結果書には、①適正、②おおむね適正、③不適正の三段階の判定が記載されます。それとともに、改善が必要な指摘事項（所見）が記載される場合があります。結果書に従い、工事業者や保守点検業者、清掃業者等に相談の上、改善しましょう。

よくある所見	相談先
7条検査で、浄化槽の設置について指摘があったとき	浄化槽の設置をした工事業者
BOD値（水の汚れ具合の指標）が望ましい範囲を超えているとき	保守点検業者
消毒剤がなくなっているとき	
ブロワー（送風機）が故障していたり、ばっ気が止まったりしているとき	
保守点検を行っていないとき	
槽本体や槽内部に破損や異常があるとき	排水設備業者等
流入管渠やマスが破損しているとき	
清掃を実施していないとき、回数が足りないとき	保守点検業者又は清掃業者

浄化槽は
正しく使い
ましょう!!

- トイレにはトイレットペーパー以外のものは流さないようにしましょう。
- 水回りのそうじには専用洗剤を使い、用量を守って使い過ぎないようにしましょう。
- 破損の原因や作業の支障となるので蓋や本体の上に物を置かないようにしましょう。
- ブロワー（送風機）の電源は、絶対に切らないでください。
- 放流水やにおいに異常を感じたら、保守点検業者に連絡しましょう。

トイレに流してはいけないもの



台所に流してはいけないもの

